

条 例

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県条例第九号

埼玉県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

埼玉県青少年健全育成条例（昭和五十八年埼玉県条例第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三中「及び第四項」を削る。

第二十一条の四第一項中「この項及び第四項」を「この条」に、「第十七条第一項ただし書」を「第十五条ただし書」に改め、「申出」の下に「又は法第十六条ただし書の規定によりフィルタリング有効化措置（同条に規定する青少年有害情報フィルタリング有効化措置をいう。以下同じ。）を講ずることを希望しない旨の申出」を加え、「当該青少年が就労しており、フィルタリングサービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の」を削り、「書面」の下に「（規則で定める方法による申出をする場合においては、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第五項において同じ。）に代えることができる。第三項及び第四項において同じ。）」を加え、「携帯電話インターネットネットワーク事業者（同条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者）」を「携帯電話インターネット事業者等（法第十三条第一項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者等）」に改め、同項第二号中「携帯電話端末又はPHS端末（第四項において「携帯電話端末等」という）を「携帯電話端末等（法第二条第七項に規定する携帯電話端末等をいう。以下同じ）」に改め、同条第二項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に、「携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより青少年が有害情報を閲覧する機会が生ずること」を「携帯電話端末等からのインターネットの利用により青少年が有害情報の閲覧をする可能性があること」に改め、「説明するとともに、その内容を」を削り、同条第三項から第五項までを次のように改める。

- 3 携帯電話インターネット事業者（法第二条第八項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。）は、第一項各号に規定する契約を締結する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、フィルタリングサービスを除いて携帯電話インターネット接続役務を提供することができる。
- 4 携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約の締結に当た

り、特定携帯電話端末等（法第十六条に規定する特定携帯電話端末等をいう。以下同じ。）を販売する場合において、同項の書面の提出があつたときに限り、当該特定携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じないことができる。

5 第三項又は前項に規定する場合において、携帯電話インターネット事業者等は、第一項各号に規定する契約が終了する日又は規則で定める日のいずれか早い日までの間、次に掲げるいずれかを保存しなければならない。

一 第一項の書面又はその写し

二 第一項の書面（電磁的記録を含む。次号において同じ。）が記録された規則で定める記録媒体（次号において「記録媒体」という。）

三 前二号に掲げるもののほか、第一項の書面に記載された事項（規則で定める事項に限る。）が記載され、若しくは記録された他の書面又は記録媒体

四 前三号に掲げるもののほか、規則で定めるもの

第二十一条の四第六項中「第二項又は第四項」を「法第十四条」に、「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改め、同条第七項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に、「又は第四項」を「、第四項又は第五項」に改め、同条第八項中「受けている」の下に「、又は特定携帯電話端末等へのフィルタリング有効化措置を講じていない」を加え、同条第九項及び第十項中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改め、同条第十一項中「第二項及び第四項」を「法第十四条及び第二項」に、「携帯電話インターネット事業者の説明」を「携帯電話インターネット事業者等の説明等」に改める。

第二十三条の見出し中「旅館業」を「旅館業等」に改め、同条中「いう。」の下に「、住宅宿泊事業（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業をいう。）又は住宅宿泊管理業（同条第六項に規定する住宅宿泊管理業をいう。）」を加える。

第二十五条第一項第三号中「、第二項若しくは第四項」を「若しくは第二項」に改める。

第二十六条第一項第七号中「携帯電話インターネット事業者」を「携帯電話インターネット事業者等」に改める。

附 則

この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十一条の四第一項の改正規定（「第十七条第一項ただし書」を「第十五条

「ただし書」に改める部分に限る。」 公布の日

二 第二十三条の改正規定 平成三十年六月十五日